

第4章 関係地域

4-1 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、「埼玉県環境影響評価条例施行規則」別表第二に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲3キロメートル以内の地域」を基準として設定するものとする。

4-2 環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図 4-1 に示すとおりであり、以下の6市の一部が含まれる。

- ・吉川市
- 三郷市
- ・越谷市
- ・八潮市
- ・草加市
- ・千葉県流山市



この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図(野田・東京東北部)を使用したものである。